

仕様書

大阪市危機管理室

総則

- 1 案件名
令和7年度 防災服用ワッペン（危機管理室）買入
- 2 枚数
189 枚
内訳等詳細は「別紙 ワッペン文字数・枚数」のとおり
- 3 納入期限
令和8年3月27日（金）
- 4 納入場所
大阪市役所5階 危機管理室（大阪市北区中之島1－3－20）
- 5 担当者
大阪市危機管理室 中西
電話：06-6208-9808
- 6 その他
 - (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は応札前に担当者によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
 - (2) ワッペンは、寸法等について本仕様書に定めるものであり、糸解れ、色むら、汚れ及びその他外観を損ねるものであってはならない。
 - (3) 縫製、製造上のことで疑義が生じたときは、速やかに発注者の指示を受けること。
 - (4) 発注者が必要と認めた場合は、受注者は量産前に試作品を作成し、発注者の承認を得ること。承認された試作品については数量に含むものとする。
 - (5) ワッペンは、同文字のワッペンをまとめて袋詰めし、数量の多いワッペンは袋を分けても構わない。
 - (6) 契約締結後、速やかに発注者と色・文字の大きさ等について協議すること。
 - (7) 納品の際は、物品の名称及び数量等が確認できる納品書等を提出すること。

仕様

1 寸法・形状等

(1) 地質

エンブクロス生地（ポリエステル100%）

(2) 寸法及び形状

下図のとおりとし、縁取り0.3cmとする。



(3) 文字書体及び寸法

文字は楷書体とし、ワッペン全体に大きく配置する。

(4) 余白

文字数に対する縁からの左右余白は、下表のとおりし、上下余白は、文字の大きさにより調整すること。

文字数	3字	4字	5字	6字	7字	8字	9字	誤差± 未満
左右余白 (cm)	1.5	1.3	1.1	0.9	0.9	0.7	0.7	0.2

(5) 色彩

ア 地質部：黄色

イ 縁取り：赤色

ウ 文字：黒色

それぞれの色詳細については契約後、発注者と受注者間で協議の上、発注者が指定する。

2 仕上げ

(1) 刺繍

刺繍糸はレーヨン糸とする。

(2) 面ファスナー

裏全面に面ファスナー（フック）黒色を縫い付けること。

縫い付けについては、容易にほつれ、剥がれないように施すこと。

		文 字	文字数	枚数		文 字	文字数	枚数	
局・室	1	大阪市長	4	2	29	危機管理室 幕僚	7	4	
	2	副市長	3	6	30	危機管理室	5	25	
	3	副首都推進局長	7	2					
	4	市政改革室長	6	2					
	5	デジタル統括室長	8	2					
	6	総務局長	4	2					
	7	都市交通局長	6	2					
	8	政策企画室長	6	2					
	9	危機管理監	5	2					
	10	危機管理室長	6	2					
	11	経済戦略局長	6	2					
	12	中央卸売市場長	7	2					
	13	市民局長	4	2					
	14	財政局長	4	2					
	15	契約管財局長	6	2					
	16	計画調整局長	6	2					
	17	福祉局長	4	2					
	18	健康局長	4	2					
	19	こども青少年局長	8	2					
	20	環境局長	4	2					
	21	都市整備局長	6	2					
	22	建設局長	4	2					
	23	大阪港湾局長	6	2					
	24	会計室長	4	4					
	25	水道局長	4	2					
	26	教育長	3	2					
	27	行政委員会事務局長	9	2					
	28	市会事務局長	6	2					
区役所	31	北区長	3	2	55	北区副区長	5	2	
	32	都島区長	4	2	56	都島区副区長	6	2	
	33	福島区長	4	2	57	福島区副区長	6	2	
	34	此花区長	4	4	58	此花区副区長	6	2	
	35	中央区長	4	2	59	中央区副区長	6	2	
	36	西区長	3	2	60	西区副区長	5	2	
	37	港区長	3	2	61	港区副区長	5	2	
	38	大正区長	4	2	62	大正区副区長	6	2	
	39	天王寺区長	5	2	63	天王寺区副区長	7	2	
	40	浪速区長	4	2	64	浪速区副区長	6	2	
	41	西淀川区長	5	2	65	西淀川区副区長	7	2	
	42	淀川区長	4	2	66	淀川区副区長	6	2	
	43	東淀川区長	5	2	67	東淀川区副区長	7	2	
	44	東成区長	4	2	68	東成区副区長	6	2	
	45	生野区長	4	2	69	生野区副区長	6	2	
	46	旭区長	3	2	70	旭区副区長	5	2	
	47	城東区長	4	2	71	城東区副区長	6	2	
	48	鶴見区長	4	2	72	鶴見区副区長	6	2	
	49	阿倍野区長	5	2	73	阿倍野区副区長	7	2	
	50	住之江区長	5	2	74	住之江区副区長	7	2	
	51	住吉区長	4	2	75	住吉区副区長	6	2	
	52	東住吉区長	5	2	76	東住吉区副区長	7	2	
	53	平野区長	4	2	77	平野区副区長	6	2	
	54	西成区長	4	2	78	西成区副区長	6	2	
	合 計								189

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：０６－６２０８－７３８８）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。